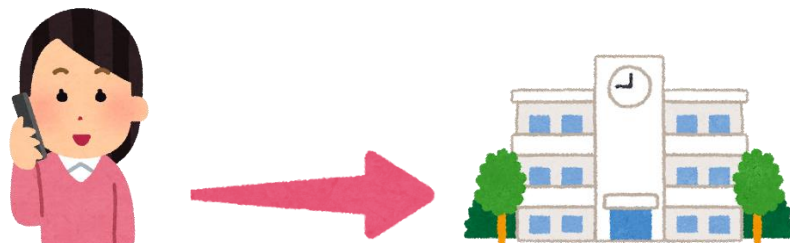


転出する際の手続きの流れ（豊中市外へ転出する場合）

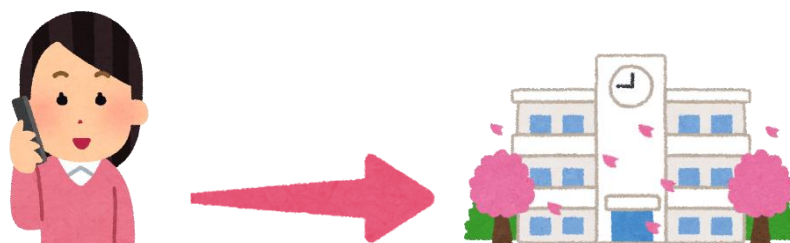
1、第四中学校へ連絡をします

※担任または教頭宛に連絡してください。保護者負担費の精算をしますので早めの連絡にご協力ください



2、転入先の学校へ連絡をする

※こちらも早めに連絡をしてください



3、転居日が決まり次第、豊中市役所にて住民異動届（転出）を提出します

転学通知書が発行されるので、受け取ります
転居日の概ね二週間前から手続きができます



4、転学通知書を第四中学校へ持参します

在学証明書と教科書給与証明書を受け取ります。（転入先の学校へ提出です。）



5、転居先へ引っ越しします



6、転入先の役所へ住民異動届（転入）を提出します

転入学通知書が発行されるので、受け取ります

(※自治体によっては転入先の学校で発行されることもあります)



7、転入先の学校へ転入学通知書と在学証明書と教科書給与証明書を持参しま

す



手続き完了となります

転出に関する学校への問い合わせ先

豊中市立第四中学校

電話：06-6863-6525

転校に関する市役所への問い合わせ先

[教育委員会事務局](#) 学務保健課